

外国人の受入れに関する日本アクセス基本指針

株式会社日本アクセスは、加盟する国民生活産業・消費者団体連合会（生団連）が定めた「外国人の受入れに関する基本指針」に賛同し、「外国人の受入れに関する日本アクセス基本指針」を制定いたしました。

1. 自由意志と人権の尊重に基づく雇用関係の構築

株式会社日本アクセスは、外国人を雇用するにあたり、一人ひとりの自由な意志に基づく就労であることを確認し、その意志と人権尊重に基づいて雇用関係を構築し、それを維持していくことを約束します。

2. 国籍等による差別的扱いの禁止

株式会社日本アクセスは、労働者の処遇について、国籍などによる差別的扱いはしません。

- (1) 賃金について、差別的扱いはしません。
- (2) 教育・訓練の機会提供について、差別的扱いはしません。
- (3) 労働環境について、差別的扱いはしません。
- (4) 生活環境および福利厚生について、差別的扱いはしません。

3. 誰もが活躍できる働きやすい職場環境を目指して

株式会社日本アクセスは、社内外に対し「心に届くダイバーシティ宣言」を発信しています。国籍・性別・年齢、あるいは障がいの有無といった個人の属性や、育児や介護といった個人の事情に関わりなく人財を活用することで、ダイバーシティ&インクルージョンを企業風土として根付かせ、多様な価値観や個性を尊重し、社員一人ひとりが最大限に能力を発揮できる環境づくりに努めます。